

第 6 五類感染症

1 アメーバ赤痢

(1) 定義

赤痢アメーバ (*Entamoeba histolytica*) の感染に起因する疾患で、消化器症状を主症状とするが、それ以外の臓器にも病変を形成する。

(2) 臨床的特徴

病型は腸管アメーバ症と腸管外アメーバ症に大別される。

ア 腸管アメーバ症

下痢、粘血便、しぶり腹、鼓腸、排便時の下腹部痛、不快感などの症状を伴う慢性腸管感染症であり、典型的にはイチゴゼリー状の粘血便を排泄するが、数日から数週間の間隔で増悪と寛解を繰り返すことが多い。潰瘍の好発部位は盲腸から上行結腸にかけてと、S字結腸から直腸にかけての大腸である。まれに肉芽腫性病変が形成されたり、潰瘍部が壊死性に穿孔したりすることもある。

イ 腸管外アメーバ症

多くは腸管部よりアメーバが血行性に転移することによるが、肝膿瘍が最も高頻度にみられる。成人男性に多い。高熱 (38~40℃)、季肋部痛、吐き気、嘔吐、体重減少、寝汗、全身倦怠感などを伴う。膿瘍が破裂すると腹膜、胸膜や心外膜にも病変が形成される。その他、皮膚、脳や肺に膿瘍が形成されることがある。

(3) 届出基準

ア 患者 (確定例)

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からアメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢患者と診断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を 7 日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、アメーバ赤痢が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、アメーバ赤痢により死亡したと判断した場合には、法第 12 条第 1 項の規定による届出を 7 日以内に行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
顕微鏡下での病原体の検出	便、病変部 (大腸粘膜組織、膿瘍液)
E L I S A 法による病原体の抗原の検出	
P C R 法による病原体の遺伝子の検出	
イムノクロマト法による病原体の抗原の検出	便
抗体の検出	血清

ア メ ー バ 赤 痢 発 生 届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 _____
 従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () - _____

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検案）した者（死体）の種類
・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男 ・ 女	歳（ か月）

病 型	1 1 感染原因・感染経路・感染地域																														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">1) 腸管アメーバ症</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">2) 腸管外アメーバ症</td> </tr> </table>	1) 腸管アメーバ症	2) 腸管外アメーバ症	①感染原因・感染経路（ 確定・推定 ） 1 経口感染（飲食物の種類・状況： _____） 2 性的接触（A.性交 B.経口）（ア.同性間 イ.異性間 ウ.不明） 3 その他（ _____）																												
1) 腸管アメーバ症	2) 腸管外アメーバ症																														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; padding: 2px;">4</td> <td style="padding: 2px;"> ・下痢 ・粘血便 ・しぶり腹 ・鼓腸 ・腹痛 ・発熱 ・右季肋部痛 ・肝腫大 ・肝膿瘍 ・腹膜炎 ・胸膜炎 ・心嚢炎 ・大腸粘膜異常所見 ・その他（ _____） </td> </tr> </table>	4	・下痢 ・粘血便 ・しぶり腹 ・鼓腸 ・腹痛 ・発熱 ・右季肋部痛 ・肝腫大 ・肝膿瘍 ・腹膜炎 ・胸膜炎 ・心嚢炎 ・大腸粘膜異常所見 ・その他（ _____）	②感染地域（ 確定 ・ 推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 _____） 詳細地域 _____																												
4	・下痢 ・粘血便 ・しぶり腹 ・鼓腸 ・腹痛 ・発熱 ・右季肋部痛 ・肝腫大 ・肝膿瘍 ・腹膜炎 ・胸膜炎 ・心嚢炎 ・大腸粘膜異常所見 ・その他（ _____）																														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; padding: 2px;">5</td> <td style="padding: 2px;"> ・鏡検による病原体の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・<u>イムノクロマト法による病原体抗原の検出</u> 検体：便・その他 （ _____） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・血清抗体の検出 ・その他の方法（ _____） 検体（ _____） 結果（ _____） </td> </tr> </table>	5	・鏡検による病原体の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・ <u>イムノクロマト法による病原体抗原の検出</u> 検体：便・その他 （ _____） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・血清抗体の検出 ・その他の方法（ _____） 検体（ _____） 結果（ _____）																													
5	・鏡検による病原体の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・ELISA法による病原体抗原の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・ <u>イムノクロマト法による病原体抗原の検出</u> 検体：便・その他 （ _____） ・検体から直接のPCR法による病原体遺伝子の検出 検体：便・大腸粘膜組織・膿瘍液・その他 （ _____） ・血清抗体の検出 ・その他の方法（ _____） 検体（ _____） 結果（ _____）																														
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; padding: 2px;">6</td> <td style="padding: 2px;">初診年月日</td> <td style="padding: 2px;">令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">7</td> <td style="padding: 2px;">診断（検案(※)）年月日</td> <td style="padding: 2px;">令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">8</td> <td style="padding: 2px;">感染したと推定される年月日</td> <td style="padding: 2px;">令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">9</td> <td style="padding: 2px;">発病年月日（*）</td> <td style="padding: 2px;">令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">10</td> <td style="padding: 2px;">死亡年月日（※）</td> <td style="padding: 2px;">令和</td> <td style="padding: 2px;">年</td> <td style="padding: 2px;">月</td> <td style="padding: 2px;">日</td> </tr> </table>	6	初診年月日	令和	年	月	日	7	診断（検案(※)）年月日	令和	年	月	日	8	感染したと推定される年月日	令和	年	月	日	9	発病年月日（*）	令和	年	月	日	10	死亡年月日（※）	令和	年	月	日	
6	初診年月日	令和	年	月	日																										
7	診断（検案(※)）年月日	令和	年	月	日																										
8	感染したと推定される年月日	令和	年	月	日																										
9	発病年月日（*）	令和	年	月	日																										
10	死亡年月日（※）	令和	年	月	日																										

この届出は診断から7日以内に行ってください

(1, 2, 4, 5, 11 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 10 欄は年齢、年月日を記入すること。
 (※) 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。
 (*) 欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。
 4, 5 欄は、該当するものすべてを記載すること。)